

議会議案第2号

地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の
創設を求める意見書

たばこ税は、国、地方合わせて毎年2兆円を超える貴重な財源であり、本県においては、県と市町を合わせて年間80億円以上の地方たばこ税収入があり、県民の生活に大きく役立てられている。

しかしながら、健康増進法改正を始めとする喫煙規制の強化や度重なるたばこ税の増税などにより、たばこ販売店は売上げが激減し、その経営に大きな影響を受けているほか、飲食・宿泊サービス業においては、分煙環境整備に多大な負担が生じている。

令和2年4月に全面施行された改正健康増進法の趣旨は、望まない受動喫煙の防止であり、分煙環境の整備の推進は、喫煙者・非喫煙者双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現につながるとともに、今後のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれているため、地方たばこ税を分煙環境の整備に有効活用していくことが望まれている。

よって、国におかれては、望まない受動喫煙を防止し、喫煙者と非喫煙者が共存できる社会を実現するため、地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の創設に取り組むよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
農林水産大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第3号

環境教育の充実及びカーボンニュートラルの達成に向けて 学校施設のZEB化の更なる推進を求める意見書

地球温暖化や激甚化・頻発化している自然災害等に対し、SDGsや2050年のカーボンニュートラル達成に向けた取組の更なる推進が求められる中、公共建築物の中でも大きな割合を占める学校施設の老朽化がピークを迎えており、近年、教育環境の向上だけでなく、学校施設を教材として、児童生徒への環境教育にも活用できる、エコスクールの整備が行われてきた。

文部科学省、農林水産省、国土交通省及び環境省は、平成29年度より連携協力し、学校設置者である都道府県や市区町村が整備する学校を「エコスクール・プラス」と認定する事業を行っており、平成29年度からこれまで249校がその認定を受けている。認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際は、関係各省から補助事業の優先採択などの支援を受けることができ、令和4年度からは、「地域脱炭素ロードマップ」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、省エネ化によってエネルギー消費量を従来の50%以下まで削減する、いわゆる「ZEB Ready」を達成する事業に対しては、国庫補助単価について、文部科学省から8%の加算措置の支援が行われているところである。

児童生徒にとって、太陽光発電や壁面緑化、自然採光等を取り入れた学校施設を身近な教材とすることは、仲間とともに環境問題や環境対策を学ぶことができるほか、科学技術への触発となるとともに、最新の技術等を学ぶ貴重な教育機会となっている。

よって、国におかれては、環境教育の充実やカーボンニュートラルの達成に向けて、学校施設のZEB化の更なる推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 学校施設に関するZEB化の新たな技術の開発や周知を行うこと。
- 2 多くの学校がZEB化に取り組むことができるよう、学校施設整備に対する事業予算額を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

地方公共団体情報システムの標準化に関する意見書

近年、社会ではDXが進み、地方公共団体においてもDXの推進が図られている。令和3年9月、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行され、行政手続における住民の利便性向上及び地方公共団体の行政運営の効率化を目的とし、地方公共団体情報システムの標準化が推進されることとなった。

地方公共団体は、住民基本台帳や固定資産税など主要20業務を処理する基幹系システムについて、今後、令和5年度から7年度にかけ、国が整備するガバメントクラウド上で提供される標準準拠システムに移行していく予定となっており、国は、その移行が円滑にできるよう、令和2年度及び3年度を合わせて約1,825億円の基金を設け、取組を支援するとしている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方公共団体の財政状況は厳しくなっていることに加え、デジタル人材の不足も深刻な状況となっている。また、地方に多い高齢者は、その多くがデジタル化に慣れておらず、地域によってはネット環境が十分に整っていないなど、各地方公共団体を取り巻く状況は様々である。

よって、国におかれては、情報システムの標準化を推進するに当たり、地方公共団体の状況を踏まえ、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 令和7年度までとした移行目標時期について、必要に応じて柔軟な対応を検討するとともに、移行に伴う適切な財政支援や丁寧な情報提供を行うこと。
- 2 情報システムの保守・運用コストなど、総合的な支援についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
デジタル大臣		
内閣官房長官		

緊急事態条項に関する国会審議を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、世界各地で感染が拡大し、長期にわたり、我々の日常生活や社会経済活動に大きな被害をもたらしている。特に、中小企業や小規模事業者の経営等に深刻な影響を及ぼすとともに、医療従事者や病床の不足によって医療崩壊の危機に直面するなど、これまで想定されなかった事態も発生した。

また、近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、東日本大震災の際には、瓦れきの撤去や支援物資の輸送に遅れが生じたほか、被災自治体の行政機能の停止が問題となった。今後、首都直下地震や南海トラフ地震などの発生も予想されている中、我が国においては、これまで、大地震や感染症などの緊急事態に対し、災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法等によって対処してきたが、今後、より重大な緊急事態が発生した場合には、従来の法体系では対応できなくなるおそれがある。

国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることにある。

未知の感染症は全国的に多大な影響を及ぼし、巨大地震や豪雨災害といった自然災害はどこの自治体であっても被災地となり得る状況下において、こうした感染症や自然災害に強い社会の実現が、我が国の喫緊の課題となっている。

よって、国におかれては、緊急事態に対応できる国づくりに向け、国会において建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的な議論を喚起するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
法務大臣	
厚生労働大臣	
国土交通大臣	
防衛大臣	
内閣府特命担当大臣(防災)	
内閣官房長官	

石川県議会